

## 鳥取市業務委託契約に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市が発注する委託業務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鳥取市契約規則（昭和39年4月30日鳥取市規則第3号。以下「規則」という。）第12条の2（規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度の執行に関し必要な手続を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 最低制限価格の対象となる委託業務の請負契約は、次の各号に掲げるもののうち、当該委託業務の事務を所管する部長が、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めたものとする。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務
- (3) 清掃業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(最低制限価格の設定)

第3条 前条に規定する委託業務の最低制限価格は、次に定める算定方法により、予定価格の10分の7から10分の8までの範囲において定めるものとする。

- (1) 予定価格に10分の7から10分の8までの範囲内において適宜の割合を乗じて得た額を算出する。
- (2) 前号の額から千円未満を切り捨てる。
- (3) 前号の額を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格の10分の7を下回る場合は、予定価格に10分の7を乗じ、小数点以下を切り上げた額を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 第2条に規定する委託業務を競争入札に付そうとするときは、当該委託業務の公告（指名競争入札の場合は、指名通知）に当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を記載し、入札に参加しようとする者に周知しなければならない。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合には、入札執行者は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

2 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、原則再度の入札を行う。

3 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。この旨は、当該委託業務に係る入札説明書に記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札を打ち切るものとする。

(その他)

第6条 第3条第1号に規定する適宜の割合は、公表しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年12月20日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に調達公告（指名競争入札の場合にあっては、指名の通知。以下同じ。）を行う、平成30年4月1日以降を履行期間とする委託業務について適用し、施行日前に調達公告を行う業務又は平成30年4月1日以前を履行期間に含む業務については、なお従前の例による。

(鳥取市業務委託契約に係る最低制限価格制度事務取扱試行要領の廃止)

3 鳥取市業務委託契約に係る最低制限価格制度事務取扱試行要領（平成20年3月17日施行）は、廃止する。